

別紙

桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

桶川市国民健康保険税条例（昭和30年桶川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(国民健康保険税の減額) 第21条 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>28万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>51万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)	(国民健康保険税の減額) 第21条 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>285,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>52万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の桶川市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。